

令和8年6月23日

報道機関各位

弁護士法人長谷川洋二法律事務所
弁護士 長谷川 洋二

調査と経過報告書

- 1 令和7年12月に長野県警察本部刑事部捜査二課が令和6年と令和7年の町水道工事事業における入札の公正を害する法令違反の容疑で内偵調査に着手した。
- 2 具体的には町の職員が入札予定工事の設計額を業者に漏らしたとのことであり、現在は、捜査は既に終結していて、町としては検察庁の起訴もしくは不起訴処分の判断を待っている状態であるが、取り急ぎ、任意捜査であっても捜査を受けたことは事実であり、捜査が終了したこの段階において、捜査に支障がない範囲で公表できる範囲について公表するものである。
- 3 町は、警察の任意捜査を受けて、顧問弁護士である当職に命じて、町としての事実関係の調査を行った。
また、町は、町として、入札全般に関する調査も実施した。
- 4 当職による具体的な調査方法は、関係者からの事情聴取と関係資料の確認と捜査機関からの事情聴取である。
- 5 その結果、捜査機関の把握している容疑は、町職員についての官製談合防止法違反と公契約競売入札妨害罪の容疑であると判明した。
- 6 但し、その詳細については、まだ検察庁の判断が確定していないから、これ以上は申し上げられない。
- 7 また、当該職員は、入札の公正さを害する犯意はなく、工事自体が、緊急性があり、専門性が高く、複合的な工事で、仮に入札が不落に終わると、工事着工が遅れ、地域住民の日常生活に支障をきたす恐れがあったので、スムーズに入札手続きが行われることを意図して、設計額を漏らしたもので、いわゆる犯罪の外形的事実は存在しても犯罪の故意がないという立場である。

- 8 関係業者は、設計額を参考にして入札したものではなく、特殊な工法を用いるため、この業者しか入札不可能であった工事と主張している。
- 9 これらの立証についての複雑な事情があるため、検察庁は起訴、不起訴の判断を慎重に行っているものと推察される。
- 10 なお、警察、検察庁の捜査は任意捜査であり、町は捜査には積極的に協力している。